

報告第 21 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年12月 1日 報 告

守谷市長 松 丸 修 久

報告	頁数
21号	1

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月6日

守谷市長 松丸修久

1 和解の相手方

住所 守谷市○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

2 和解の内容

(1) 事故発生日

平成29年7月21日

(2) 事故発生場所

守谷市大柏950番地の1（守谷市役所敷地内）

(3) 事故の概要

飯塚様が市役所敷地内を歩行中、インターロッキングの段差により転倒し膝部を負傷した。

(4) 損害賠償額

207,641円

報告	页数
21号	2